

# 一般財団法人京都ボーイスカウト振興会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人京都ボーイスカウト振興会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(目的)

第3条 京都府下のボーイスカウト運動を振興し、もって、青少年の品性の向上および国際友愛の精神の育成に役立つことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 京都府下のボーイスカウト運動の振興
- (2) ボーイスカウト運動の普及宣伝
- (3) 国内および国際ボーイスカウト行事への協力、援助
- (4) 青少年の育成および指導者の養成
- (5) 国際貢献活動および社会貢献活動の支援
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(公告)

第7条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、京都府域において発行される京都新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 資産および会計

(財産の種類)

第8条 この法人の財産は基本財産およびその他の財産の2種類とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
3. その他の財産は基本財産以外の財産とする。
4. 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評

議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(事業計画および収支予算)

第9条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置かなければならない。

(事業報告および決算)

第10条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号および第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号および第5号の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を、主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くとともに、この定款を主たる事務所および従たる事務所に備え置かなければならない。

### 第3章 評議員および評議員会

〈第1節 評議員〉

(評議員)

第11条 この法人に、評議員5名以上15名以内を置く。

(選任および解任)

第12条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は第 11 条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(報酬等)

第 14 条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

## 〈第 2 節 評議員会〉

(構成)

第 15 条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集権者)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
3. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。(招集の通知)

第 19 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所および目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第4章 役員および理事会

### 〈第1節 役員〉

(役員)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上12名以内

監事 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長とする。
3. 代表理事以外の理事のうち、1名または2名を常務理事とする。
4. 2項の理事長をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。常務理事は事務局長を兼ねることができる。

(選任等)

第26条 理事および監事は評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第 27 条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令およびこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4. 理事長および常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 28 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時期までとする。

4. 理事または監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 30 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 31 条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第 32 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開

示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 〈第2節 理事会〉

### (権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および常務理事の選定および解職

### (招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
3. 理事および監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (決議)

第36条 理事会の決議は、法令およびこの定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

### (決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

### (報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第91条第2

項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長および監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第 40 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第 5 章 事務局

(事務局の設置)

第 41 条 この法人の事務を処理するため事務局をおき、必要な職員を配置することができる。

2. 事務局長は、理事会の決議によって、選任および解任する。
3. 職員は有給とする。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第 6 章 維持会員

(維持会員)

第 42 条 この法人の目的および事業に賛同するものであって、別に定める金員である維持会費を負担するものは、この法人の維持会員となることができる。

(維持会費等取扱規程)

第 43 条 維持会費に関しては、別に理事会が定める規程によるものとする。

## 第 7 章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散および清算

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議によって、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条および第 12 条についても適用する。

(合併等)

第 45 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第 47 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は荒巻禎一、常務理事は羽生田寂裕、八木 茂とする。

昭和 48 年 3 月 31 日 財団法人 京都府教育委員会・設立許可

平成 24 年 7 月 2 日 一般財団法人 設立